

「三重の木」認証材使用木造住宅補助金実施要領

制定 令和4年8月2日

施行 令和4年8月2日

改正 令和5年8月1日

(趣旨)

第1 三重県木材PR委員会（以下「委員会」という）は、最近のウッドショック、ウクライナショックによる住宅資材全般の高騰により消費者の木造住宅離れを回避するために、木材利用で大きな比重を占める木造住宅建築において、県産材の利用促進を図るとともに、緊急的な対策に資することを目的として、「三重の木」認証材を使用して木造住宅を建設する者に対し、予算の範囲内において、「三重の木」認証材使用木造住宅補助金（以下「補助金」という）を交付するものとする。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 「三重の木」認証材とは、「三重の木」利用推進協議会（以下「協議会」という。）が認証する製材工場が、協議会の定める規格基準に基づき製造した木材製品のことをいう。
- 2 「三重の木」認証材とは、三重県内で育成された認証材のことをいう。
- 3 県産材モニターとは、住宅取得後に「三重の木」認証材を使った住宅の情報を提供するとともに、建築現場を構造見学会など展示PRの場として提供するなど、県産材の利用促進に向けた取組への協力者のことをいう。

(実施期間)

第3 当補助金の実施期間は令和5年度とする。

(補助金の交付対象者)

第4 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に該当する木造住宅を新築し、県産材モニターを建築後1年間受諾できる施主とする。

- 1 三重県内に申請者自らが居住するために新築される戸建ての住宅であること。
なお、増築については基本的に対象外であるが、居住に必要な台所・風呂・トイレ・玄関を設置している場合は対象とする。
- 2 「三重の木」利用推進協議会の認証建築業者が施工するか、認証建築事務所が設計及び工事監理する住宅であること。
- 3 令和6年2月末日までに補助金交付決定等に必要の調査等ができる住宅であること。

(補助金額及び補助戸数)

第5 補助金の額は、1戸300,000円とし、補助戸数は20戸とする。

(認定基準等)

第6 補助対象と認定される住宅は、以下の基準を満たしていなければならない。

1 「三重の木」認証材の使用

(1) 「三重の木」認証材を、指定部材の通し柱、管柱、土台(火打土台除く)、大引、梁(火打梁除く)、桁、胴差、小屋梁、母屋、棟木、間柱、壁板(下地材除く)、床板(下地材除く)、天井板(下地材除く)で、60%以上かつ12m³以上使用する。

(2) 通し柱、管柱、土台は、「三重の木」認証材を100%使用する。(床柱や大黒柱など特殊なものは除く)

2 建築主への説明

建築業者等は建築主へ以下の項目全てを説明し、建築主に納得が得られる家づくりを進める。

(1) 県産材を使用する理由

(2) 「三重の木」認証材の定義、品質、入手経路、価格

(3) 「三重の木」認証材の使用箇所

(4) 木の素材としての魅力や、木を使うことで得られる効用

(5) 建築基準法に基づく安全・安心な住宅であること

(補助金の申請)

第7 補助金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、「三重の木」認証材使用木造住宅補助金申請書(以下「補助金申請書」という。)(別記様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、委員会に、原則として「三重の木」認証材の使用状況の調査ができる棟上げ7日前までに、提出するものとする。

1 「三重の木」認証材使用証明書(別記様式第2号)

2 添付書類整理表(木材の流れ)(別記様式第2号の付表)

3 「三重の木」認証材の購入伝票[写し]等

4 建築基準法(昭和25年5月24日法律第201号)(以下「建築基準法」という)第6条第1項第2号及び第4号の申請が必要な木造住宅については、同法第6条第1項の確認済証の写し

5 4以外の住宅については、建築基準法第15条第1項の建築工事届の写し

6 住宅の平面図、立面図

7 住宅建築予定地を表示した地図

(交付候補の確定)

第8 委員会は、第7の申請書を先着順に受理し、当該申請に係る書類の確認及び必要に応じて調査等を行い、補助金の交付候補者として選定し、補助金交付候補者選定通知書（別記様式第3号）を申請者に通知するものとする。

(補助金交付者の決定)

第9 委員会は、受付期間中の交付決定候補者が補助戸数を上回った時点で終了とする。申請者は上棟後に施工業者等に依頼し、2週間以内に「三重の木」認証材使用木造住宅建築状況報告書（別記様式第4号）を委員会に提出し、適正と認めた場合は、補助金交付決定通知書（別記様式第5号）を申請者に通知するものとする。

なお、委員会は現地調査が必要な場合は実施できるものとする。

(補助金の請求)

第10 補助金交付決定を受けた者は、速やかに「三重の木」認証材使用木造住宅補助金請求書（別記様式第6号）を委員会に提出しなければならない。

(補助金の支払)

第11 委員会は、第10に規定する請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは、本補助金を支払うものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第12 委員会は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すとともに、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を請求することができる。

- 1 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し不正な行為があったとき
- 2 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

附則（令和4年8月2日）

- 1 この要領は、令和4年8月2日から運用する。

附則（令和5年8月1日）

- 1 この改正は、令和5年8月1日から運用する。